

平成22年度第1回武蔵野市都市計画審議会議事録

日 時 平成22年11月9日（火）午後2時00分～午後5時00分
 場 所 武蔵野市役所 東棟6階 601会議室
 出席委員 矢島会長、井口副会長、久坂委員、田中委員、松下委員、水庭委員、
 柳沢委員、きくち委員、砂川委員、落合委員、深田委員、
 関委員（松尾委員代理）、黒澤委員（平川委員代理）
 欠席委員 稲垣委員、内山委員
 出席幹事 檜山都市整備部長、恩田まちづくり推進課長
 出席説明員 笠原下水道課長、荻野緑化環境センター所長
 傍聴者 0人

質疑応答者	質疑応答
会長 事務局 会長 恩田幹事	<p>本日は、いくつかの議案が出されていますが、これから2時間余りの時間を予定して会議を進めたいと思います。ご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の傍聴に関してはいかがでしょうか。</p> <p>傍聴希望の方はいらっしゃいません。</p> <p>それでは、日程2、議案第1号 武蔵野都市計画公園の変更について説明していただき、質疑後に採決を行いたいと思います。</p> <p>まず、恩田幹事より説明をお願いします。</p> <p>第1号議案の「武蔵野都市計画公園の変更（はなもみじ公園の拡充）」について、ご説明いたします。</p> <p>事前に配付しております資料の1ページをご覧ください。この案件は、北町2丁目20番地にあります都市計画公園第2・2・22号のはなもみじ公園を0.07haから0.23haに区域及び面積を変更するものです。</p> <p>5ページ目の計画図をご参照ください。図面中央の緑の囲いの部分が既存のはなもみじ公園です。網掛け部分が今回追加する区域となります。</p> <p>変更の理由についてですが、4ページをご覧ください。本計画地は武蔵野市の北部に位置しており、平成15年に都市計画決定及び整備した同公園の北側隣接地である。敷地内には、保存樹木をはじめとする大木が保存されていることから、吉祥寺北町2丁目地域における公園の拡充及び緑の確保を目的に取得し</p>

	<p>た土地である。このようなことから、吉祥寺北町地区に残る貴重な財産である緑を保全し、地域の人々が身近なオープンスペースを活用して自由に楽しめる公園を確保することを目的に都市計画公園として決定し、恒久化を図るものである。これが変更理由です。</p> <p>都市計画決定までの経緯ですが、3ページをご覧ください。9月29日に拡充に関する説明会を開催しております。それから、9月30日に都知事決定をいただいています。公告縦覧については、10月6日から2週間行いまして、縦覧者及び意見書の提出はございません。本日、都市計画審議会で議を経まして、11月下旬ごろに告示をしたいと考えています。</p> <p>最後に現況の状況をご確認いただきたいと思います。スクリーンをご覧ください。まだ少しブロック塀等が現況のところに設置されておりまして、中はのぞき込めませんが、こういった環境の中で保存樹木もかなり残っている状況です。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
会長	<p>それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問があればお願いいたします。</p>
A 委員	<p>A 委員。</p> <p>まずこの金額と、あと、買い戻しにあたってはどの程度補助が出るのかということをお願いしたいと思います。</p> <p>あと、北町に今度、大型貯留槽をつくるということになんですが、その関連として雨水対策に期することがあるのか、確認させていただければと思います。</p>
荻野緑化環境センター所長	<p>事業費については、今年度、用地費といたしまして約7億5,000万円を計上しています。その補助については、国の補助で3分の1の2億5,000万円をいただく予定です。</p> <p>雨水対策についてですが、基本的には公園の雨水については外に出さないということで、拡充部分に母屋がありました関係で、そこの部分をオープンスペースとして、庭として開放すること。こういったスペースに雨水浸透貯留施設をつくる予定ではありますが、地域の道路ですとか、ほかのところに降った雨を取り込むというのはなかなか規模的にも難しいところもあるとは思っています。可能であれば、施工していきたいというふうに考えております。</p>
会長	<p>B 委員。</p>

B 委員	大変結構なことだと思うんですが、従前はどのような土地利用、どのような所有だったのでしょうか。
荻野緑化環境センター所長	従前のはなもみじ公園は約700㎡ですが、こちらについても平成14年に地主さんから相続が発生をいたしまして、市が購入した経緯があります。その後も、母屋があった敷地についても将来的には公園の拡充を地主さんが望んでいたということで、今回取得したという経緯があります。
B 委員	住宅ですか。
荻野緑化環境センター所長	住宅です。
会長	C 委員。
C 委員	防災の部分の観点から、トイレ等の設備もまたこれから検討されると思うんですけども、今後の整備方針の流れについてご説明いただきたいと思います。
荻野緑化環境センター所長	一応、ベンチについては極力、防災トイレを設置していきたいと考えています。詳細についてはまだ決まっておりません。 今後の流れといたしましては、この用地を今年度取得いたしまして、4月以降になります。周辺の住民の方と意見交換をさせていただいて、既存の公園の利用状況等を把握しながら、秋口から工事に入り、平成24年3月に開園を予定しております。
会長	D 委員。
D 委員	私、もみじと読んだので、境南町のもみじ山公園が広がるのかと思って一瞬すごい喜んだんですけども、違うもみじ公園なんですね。私はもみじ山公園が広がってほしいと思うんですけども、このように公園を広げられるというのは前もって何か手を打っておくんですか。例えば、もみじ山とかは手を打ってあるんですか。
荻野緑化環境センター所長	一応、今回ここの該当地に関しては従前の所有者が隣に住んでいたということと、あと、保存樹木があったものですから、保存樹木の管理等で地主と良好な関係を築いていたと。もともと相続が発生したときから将来的には公園というようなお話があったものですから、こういう経緯になりましたが、もみじ山公園ですとかほかの公園で、当然、隣接した土地からそういったお話があれば積極的に買っていきたいとは思っておりますけれども、事前にこちらからアプローチしているということとはご

会長	<p>ございません。</p> <p>C委員。</p>
C委員	<p>ここの西側の道路はかなり狭くなっているんですが、これを公園部分に少し入り込んで道路を広くといったことは検討の中にはあるんでしょうか。</p>
荻野緑化環境センター所長	<p>西側については、私道かと思います。セットバック部分が約15cmから23cmほどありまして、都市計画のエリアとしては含みません。ですから、道路として開放していくという形になるかと思います。</p>
会長	<p>E委員。</p>
E委員	<p>先ほど事業費7億5,000万円というお話があったんですが、これは土地の買収費用ということでしょうか。計算すると平米47万円ぐらいになると思うんですが、この土地の値段の算定根拠を教えてください。</p>
荻野緑化環境センター所長	<p>この買収費用についてですが、基本的に土地開発公社が購入しておりまして、その中で財産価格審議会の中で費用を決めています。</p>
E委員	<p>では、公社が既に所有しているものを今回買い戻すということですね。わかりました。</p>
会長	<p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>ほかはないようでしたら、議案の第1号について採決に入りたいと思います。</p> <p>採決の方法は、運営規則第13条第2項の規定によりまして、挙手・起立・記名投票・無記名投票の4種類として、いずれかの方法を用いるかは議長が決めるとなっております。本日の議案は、無記名投票によって採決したいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>議案第1号 武蔵野都市計画公園の変更について採決に入りたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(投票用紙配付・投票・開票)</p>
会長	<p>開票結果を発表いたします。</p> <p>投票総数 12票</p> <p>有効投票数 12票</p> <p>承認 12票</p> <p>です。</p> <p>よって、議案第1号については承認されました。</p>

恩田幹事	<p>続きまして、議案第2号 武蔵野都市計画公共下水道の変更について説明していただき、質疑応答後、採決を行います。</p> <p>質疑に入ります前に、幹事から説明をお願いします。</p> <p>事前にお配りしております資料をご覧ください。説明の前に、3ページ目に記載の誤りがございます。都市計画決定の経緯の概要書という太字がタイトルとなっていて、その下に武蔵野都市計画公園というふうになってはいますが、これは武蔵野都市計画下水道の誤りです。大変申し訳ございません。訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>内容の説明につきましては、笠原下水道課長のほうから説明させていただきます。</p>
笠原下水道課長	<p>それでは、私のほうから今回のポンプ場の概要と、その後に建設を予定しております合流改善施設について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、市内の全体図についてですが、下水について簡単にご説明をさせていただきますと、本市の全体の約9割が合流式下水道という方式を取っておりまして、一部この市役所の周辺と桜堤3丁目の部分につきましては、分流式下水道という方式を取っております。</p> <p>本市の下水道の大きな特徴ですが、市内には川が1つもございません。ですから、雨水を排出する川といたしましては、周辺の区や市にある川に出しているというのが現状でして、西東京市の石神井川、今回問題になっております杉並区の善福寺川、井の頭公園を端に発する神田川、三鷹市の野川という4本の川を利用して、市内の雨水を排出しているという状況です。</p> <p>もう1点、汚水につきましては、下水道処理場が市内にございません。これも東京都及び流域下水道の処理施設を利用させていただいております。今回対象となりますこのブルーの大きなエリアと黄色のエリア、それからこの下に少し残っていますが、このエリアの汚水、日常の雑排水、トイレの排水につきましては、新宿の落合水再生センターに行っています。</p> <p>もう1点、境・境南地区を中心にしますこちら側の野川幹線流域のものにつきましては、単独下水道とは別に東京都の流域下水道のエリアに入っていて、羽田の横にあります森ヶ崎水再生センターというところで処理をいただいております。</p> <p>もう1点が、分流式ということで市役所の周辺と桜堤につき</p>

ましては、清瀬市にある清瀬水再生センターというところに行っています。

こういう分流の方向が全部分かれているのは、武蔵野市は台地でして、玉川上水を背に分水嶺になっておりますので、方向的には玉川上水が北側に行く方向と南側に行く方向と、地形的に分かれています。下水につきましては、自然流下方式ということで、自然の地形の勾配を利用して処理をするため、その方向に雨水も汚水も処理系統が決まっているということでご理解をいただきたいと思えます。

次に、今回のポンプ場の廃止の件ですが、ここにPとあるのが従前あったポンプ場の位置になります。このポンプ場の設置の経緯についてですが、武蔵野市は昭和27年から下水道の整備を実施しています。

本市の下水道、トイレの水洗化が始まりましたのは昭和44年からですので、昭和27年から始めた理由としては、雨水対策、吉祥寺駅の周辺の市街地密集地が進みまして、道路の舗装化に伴って、大雨が降りますとそこに雨水が氾濫して、昔はトイレは溜め式だったものですから、そこも一緒に氾濫して道路上にいろいろなものが出てきてしまい、大変不衛生な状況でしたので、吉祥寺周辺から重点的に雨水の処理をしようということで始めた計画です。

ほかは当然、畑ですとか道路は舗装されておりましたので、雨水につきましては地下に浸透していたという状況がありまして、吉祥寺駅周辺のまちなかとは随分違っていたという状況です。

当初の予定は、この小さく網掛けをしています吉祥寺の駅を中心とするこのエリアの雨水を取ることを目的としていました。中央線を挟みまして北側の点線のルートが善福寺川のところに排出するルートです。もう1つの計画ルートは、中央線を挟んだ南側のこのエリアの水をこの点線の幹線をつくりまして、このルートで善福寺川に持っていくというルートでした。

当初、これをつくったときにまだ善福寺川の河川改修も未整備でしたので、市内、東京23区の水も処理し切れないのに、その上流の水を流すということは当時の東京市としては認められないということがありまして、この善福寺川へのはけ口が凍結をされておりました。この2つのはけ口が使えなかったものです。

から、では、この水をどうしようかということになりまして、もう1点がこちらに、今は神田川という川になっていますが、昔は神田上水ということで、その後、準河川になって雨水排水を排水できるということになりましたので、それではこの神田川のほうに排水をさせていただけないかということで、今度は放流先の三鷹市と協議をいたしました。三鷹市の条件としては、放流後の清掃ですとか衛生の面の手当てをしてもらえるのであればいいでしょうということで、先ほどご説明しましたとおり、地形上の問題で玉川上水を挟んで勾配が違いますので、実はこの水をいったんここのポンプ場のところに雨水を集めて、それを圧送して新たにこの点線のルートをつくりまして、ここに雨水を吐き出していたという状況です。

これが昭和35年ぐらいまで続きまして、その後、善福寺川の若干の改修に伴いまして、雨水の排出を認めていただけるということで、こちらのほうにルートが切り替わり、ポンプ場の機能が必要なくなったという状況です。

先ほどご説明しましたように、この一番東側が低地ですので、将来的にまたポンプ施設の必要性があるのではないかという観点から、ポンプ施設としての都市計画は今まで残しておいたというものでして、今後、合流改善施設をつくるにあたって、一番下流側にある市有地を活用するという段階になり、今回、このポンプ場の廃止をご審議いただくというものです。

また、これは合流式下水道ということで、家庭から出る汚水とそれから雨水を1本の管で管理しておりまして、晴天時は当然、この河川に出る量はありませんので、平常時は処理場に行き行って処理をされているという状況です。分流式はこれと異なり、汚水は汚水、雨水は雨水として処理をしているというものです。合流式を採用した理由は、1本の管ですべてが将来的に賄えるということで、事業費が安く面的にも整備が進むということで、雨水の排水を目的とした下水道方式としては、当時としては最善のものであったということです。

今、ほとんど全国的には主流は分流式下水道ですが、これも昭和45年以降に分流式を採用する地域が多くなってきたということで、本市につきましても、それ以降に整備したこの市役所周辺と桜堤については分流式を採用しているものです。

これは、善福寺川にあるはけ口の模様になります。これは晴

れている日ですので、当然、ここから出てくる水はございません。これが雨が降りますとこういう状況になります。この中は、合流式の汚水の通る下水道管を通ってくる雨水ですので、汚濁されている雨水ということで、この中には一定の希釈はされていますけれども汚水が混じっているということで、これが善福寺川に排出されていたという状況です。

これは女子大幹線の模式図ですが、一番下に通常の汚水量というのがあり、BODは約200mg/ℓという数値になっていますけれども、これは通常の晴天時に下水道の処理場に行く量です。今現在の先ほどの雨水はけ口につきましては39cm、日量の3倍までの量を行けるようにせきの高さを調整して、3倍の高さまでの汚水量につきましては、こちらの遮集管を通して、汚水処理場に送られている状況です。

従前までは、ここで34cm、女子大の幹線は大まかに言いますと縦横3mのボックスカルバートになっていて、通常は10cmぐらいですので、ほとんど流れがないんですが、一定の雨の量の34cmを超えると、この超えた分の量がすべて善福寺川に出るという構造になっています。この構造を一部変更して、こちらに貯留施設と書いていますけれども、時間1.5mmの雨が降りますと、河川に放流されているということですので、それを4.5mmまで降った雨を、この設置した貯留施設にいったん貯めて、晴天時にまた下水道管を通して処理場に送って処理をしようという構造です。

4.5mm以上の雨につきましては、ここにもBODの換算がありますけれども、約22mg/ℓということで、下水道法の改定によって規定の40mg/ℓ以下をクリアするというので、この部分については従前どおり4.5mm以上の雨については善福寺川に放流をさせていただけることになっています。

今回の合流改善計画の目標についてですが、ここに1から3まで記載をさせていただいておりますが、まず、目標1につきましては、汚濁負荷量の削減ということで、合流式下水道の年間の汚濁負荷量を分離式下水並み以下にするという目標になっています。それから、2番につきましては、公衆衛生上の安全確保ということで、すべてのはけ口を先ほどのはけ口からの年間未処理放流回数を少なくとも半減させるという目標になっています。最後の3につきましては、きょう雑物の削減というこ

とで、すべてのはけ口からいろんなごみが大雨とともに河川に放流されています。それをスクリーンですとか水面制御という方法で河川に出さないような方策を採るということです。

今現在の市の取組といたしましては、先ほど目標1につきましては、雨水の浸透施設を学校の校庭ですとか道路、また民間の個人のお宅に雨水浸透ますを付けていただいて、そこで汚濁負荷量を削減しようということで取り組んでおります。これについては、すべて平成25年度までの計画で、計算値においてはこの浸透施設を設置することによって負荷量を削減することが可能になっています。

それから、1つ飛びますけれども、対策3の雨水はけ口のところのスクリーンの設置ですとか、水面制御の装置につきましては、既に平成21年度現在で市内5か所すべて設置済みとなっています。

最後に残るのはこの対策2というところでして、貯留施設を構築することによりまして、先ほどの出ていた回数を半減させるという目標のために、今回ポンプ場跡地に貯留施設をつくるというものです。

これは、貯留施設の規模の考え方です。横に棒グラフになっているのが、武蔵野市内に降る雨の回数を表しています。年間で116回の降雨量に対しまして、はけ口から出ない雨というのが、年間51降雨あります。これは雨が降っても1.5mm以下ということで、すべて処理場に雨とともに行ってしまうというのが51回となっています。

それ以外に、未処理放流発生時の50回という回数ですけれども、これにつきましては、先ほどご説明しましたBODが40を超えて大きな雨水によって希釈されているという部分の良好な降雨が15回ありますので、それを引いた回数が約50回あります。

実際には、はけ口から年間約65回汚濁された雨水が放出されているわけですが、今回、半減の対象とする雨水の回数につきましては、未処理放流水の発生50回というものでして、この50回の半分ということで25回を目標にしています。ちょうど時間約4mmの降雨の時に25回発生しているということですので、この差額の2.5mm分の降る雨を貯留して、それを晴天時に処理場で処理をしていただくということを目的につくる施設です。

	<p>規模としては、流域面積対象が80ha、対策規模が2.5mm/hです。それから流出係数といいますのは、100%負荷が下水道管にかかるわけではなくて、浸透するものがありますので、一定この地域の流域下水を0.6というふうに想定しています。</p> <p>それで計算しますと必要貯留量が約1,200m³ということですので、今回、ポンプ場の跡地に1,200m³の貯留施設を設置するということです。</p> <p>先ほどの図面にありましたこのポンプ場跡地のところの旧ポンプ施設につきましては、既に上屋のほうは平成20年度に解体は完了しています。もう1つこのブルーの点線の下に貯留施設がありますけれども、これについてはまだ残っています。今回の工事にあわせて撤去しながら構造物を築造していくというものです。</p> <p>施設の断面ですけれども、浅いところで深さ約8m、深いところになると深さ10m、学校のプール5個分ぐらいの容量がここにできるというふうにイメージしていただければと思います。</p> <p>これがイメージ図でして、地下施設のほうに地下構造物、貯留施設をつくりまして、ここに管渠と書いてありますが、幹線がありまして、そこに分水施設をつくって、1.5mmを超える雨が降ると下水道の水量が増えますので、その雨をすべてこの施設に一時貯留しまして、晴天時、雨の降っていないときに、もう一度同じこの下水道の幹線のほうにポンプで汲み上げまして処理場に送って処理をしていただくという施設です。</p> <p>概略の工程ですが、今年度、都市計画のポンプ場の廃止をさせていただき、平成23年度から事業の実施を予定しております。工期につきましては、おおむね14か月を予定しております。最後に公園施設の復旧を行い、上部利用につきましては従前どおり公園として利用するというところで考えております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいま説明がありました。ご意見、ご質問があればお願いいたします。</p> <p>D委員。</p> <p>貯留施設というのは全部地下に埋まるんですか。公園が全部オープンになってしまい、貯留施設は全部地下になって見えなくなるということですか。</p>
会長	
D委員	

笠原下水道課長	貯留施設はすべて地下になります。ただ、一部電気施設だけ地上のほうに電気機器としては出てきますけれども、大きな建物ではありません。
D委員	そのときに公園だったら、その建物をかわいくつくってもらいたいと思いました。機械室みたいにしないで、子どもの夢があるような建物をお願いします。
笠原下水道課長	できれば公園とは少し隔離して緑で囲むですとか、D委員がおっしゃるように、ただ漠然と建屋を出すだけということは注意してつくりたいというふうに考えております。
会長	F委員。
F委員	いただいた資料の5ページのところに参考ということで、今、暫定的に公園になっている場所が黄色で塗られているんですけども、ここが公園になるということでしょうか。
笠原下水道課長	左側にあります緑の残っている部分も全部が今後は公園になると考えていただいて結構かと思います。今は暫定的にこの建物の上屋があった関係で、この黄色の部分だけしか使えていなかったというだけでして、今回そこの地下に入ることですべて暫定後は公園となります。
F委員	一部、先ほど言われた電気施設がどこかに配置されると考えてよろしいんですね。ありがとうございます。
会長	G委員。
G委員	平成16年に国が下水道法を改正したことによって、平成25年度までに合流改善を完了しなければならないことを目指して、この事業が行われるというふうに理解をしております。これに伴って、実はここだけではなくてもう1か所つくられるということが、この東町には大きな課題になっておりますので、その点についても少し情報をいただけたらと思います。
笠原下水道課長	委員ご指摘のとおり、平成16年の下水道法の改正によりまして、あわせて水質汚濁防止法も改正となりました。今までは処理場からの放流水だけを水質汚濁防止法で合流水面を管理したわけですが、お台場のほうにオイルボールが漂流するような状況が発生しまして、その原因を追求していくと、どうも下水道からの未処理水が原因ではないかということがわかりました。処理場から出る処理水につきましては、今、高度利用されておりまして、多摩川であゆが遡上してくるような大変きれいな水が流れる状況ですので、そういう状況の中で何であの海にオイ

<p>G 委員</p>	<p>ルボールが浮かぶんだということで、それが合流改善の1つのきっかけとなっています。</p> <p>それに伴いまして、下水道法が平成16年に改定いたしましたので、おおむね一般の公共下水道管理者につきましては、10年後を目途にということで、平成25年度までに改善を義務化されています。それ以外の政令指定都市や都道府県の大きな流域下水道につきましては、20年後ということになっておりますが、そのような観点で、本市においても平成25年度までにこの合流改善施設を設置し、合流改善事業を終わらせるということで動いております。</p> <p>あわせて、ほかでもあるというご質問についてですが、もう1か所ございまして、そこにつきましては、対象区域が約560haという大きな対象面積の幹線を背負っていますので、その処理施設としてこの10倍、約1万tの合流改善施設を今現在ここに計画しております。この施設につきましては、ブルーで囲っている約560haの雨を対象にしていますので、1万t規模となります。今回、このポンプ場は、対象面積が80ha、この黄色で囲んだ部分の雨だけということですから、この規模は1,200m³というような状況でして、今のところその2か所を計画しています。</p> <p>あえてこのお話をさせていただきましたのは、東町の住民の方がここに合流改善施設ができるということが事前に知らされていなかったということが1つありました。というのは、今お示しいただいた場所については都市マスタープランのほうと関係するのですが、公園用地として購入されたという記憶のほうで住民のほうは強かったために、その後なぜ下水道の改善施設になっていくのかということがしっかりと理解されないまま数年経ってしまって、この下水道総合計画の中で初めてそのことが記されていることを知り、そして、今回この説明があったときになぜなんですかというお話が出たんです。</p> <p>それで、もう1点確認なんですけれども、今ご説明がありましたとおり、希釈された雨水が出ているということで、簡単に言うと汚水が出ているんですね。これにつきましては、中途半端に希釈されている汚水が一番臭いんだそうです。善福寺川の生物が糞便性大腸菌によって瞬く間に破壊されてしまうという大変な被害を被っているという事実も、この説明を聞いたとき</p>
-------------	--

<p>笠原下水道課長</p>	<p>に杉並区の区議の方たちが押し寄せてきて、強く訴えられたことによって初めて知るところとなったわけなんです。</p> <p>それで、この間の議会でも申し上げたんですけども、希釈されているから許容放流であるということではなく、この間COP10も大変議論を深めて終了した経緯もありますので、生物多様性の観点からも環境保全の観点からも、それから、水循環社会を構築していこうとする日本の流れの中において、武蔵野市が許容放流としての25回という回数を今後どのように改善していくおつもりでいるのか、もう一度お聞かせください。</p>
	<p>委員のおっしゃることは重々承知しておりまして、ゼロにできればこれにこしたことはないと思います。それには、当然これだけの容量ではなくて、この何十倍なり大きなものをつくって1回貯めないとなかなかできないという物理的な事情もありますので、今後、市としましては、市内に降る雨が一番問題になりますので、雨をいかにコントロールし、下水道管に入れないような施策を取っていくかということが、重要ではないかというふうに考えております。</p> <p>先ほどお話しましたように、昭和20年代は降った雨の約半分は地下に浸透していましたが、平成20年代になりますと、地下に浸透するものは約25%、4分の1ぐらいに減ってしまいました。逆に言いますと、雨が下水道管に入る量が1.5倍以上に膨らんできたという状況がありますので、いかに都市に雨を貯めて雨水をゆっくり流すか、また浸透機能を強化するかが、これからの下水道の施設については大きな課題ということを認識しております。このような貯留施設で物理的に貯めてまた処理場へ持っていくというそういう方法については、場所もないということもありますし、膨大な時間と費用がかかるということもありますので、個々の一般家庭からの屋根の雨水の浸透を促進したり、また先ほどご説明しました学校の雨水貯留浸透施設の設置を急いだりしまして、雨水をコントロールしながら、今後の放流回数を極力減らしていきたいというふうに考えております。</p>
<p>G委員</p>	<p>そのことで、雨水浸透ますの重要性と、それから市民の皆さまに協力の呼びかけをしていかなければならないだろうということを先回の議会でもお願いをしたわけです。三鷹市は今、既に雨水浸透ますが4万5,000基付いていますが、本市において</p>

	<p>は2万4,000基にとどまっています。そのことをどうやって市民の皆さまにご理解いただくか、そのためには前提としてこういったことが実は起こっているんだという情報をきちんと公開することが必要だと思います。雨水浸透ますの設置にはある程度の費用がかかりますので、皆さまにこの費用を負担していただく上でも理解を深めていただき、ご協力いただくことが必要ではないでしょうか。</p> <p>それについては、武蔵野市は実は大変しっかりと助成をしてくれているんですね。雨水浸透ますの設置については上限なく100%の助成をしてくれてはいるんですけども、例えば門扉を動かすとか植え木を動かしていただくとか、そういったところまでは公費で賄い切れないわけですから、そこはぜひご理解いただく中で雨水浸透ますをしっかりと付けていって浸透させていくということが必要だということです。この間も議会の上でもお話が一致したわけですので、ぜひそのところはしっかりと進めていただきたいというふうに、またこの席でも改めてお願いしておきたいと思います。</p>
会長	B 委員。
B 委員	<p>ポンプ場を廃止をして、貯留施設を新たにつくるということですが、この貯留施設も下水道の一連のシステムの一部であるわけで、それを都市計画上、廃止をする必要があるのでしょうか。今後、ほかの場所でもつくって、例えば新たに土地が必要だなんていうときは都市計画決定しておくことに意味があると思うのですが。もしかして都市計画決定できないのでしょうか。</p>
笠原下水道課長	<p>都市計画法上の下水道の都市施設というのがポンプ場という名称で、それしかございません。ですので、逆にここにほかの施設をつくりたいとなると、ポンプ場という都市計画の網を外さないと合流改善施設ができないという事情があります。それで今回、このポンプ場という施設の網を外していただくことといたしました。</p>
B 委員	処理場とポンプ場しかないんですか。
笠原下水道課長	はい。
会長	管渠はあるわけで。結局、これは管路の一部ということになるんですか。

笠原下水道 課長	はい、合流改善施設の一部です。
会長	一部が膨らんで貯まっているという理解になるということですね。
笠原下水道 課長	そのとおりです。
会長	処理場ではなく、ポンプ場でもない。残るは管路だということのようです。
笠原下水道 課長	管路の一部ですね。
B委員	私が言っているのは、システムの一部なので、体系としては都市計画の中にあっただほうがいいと思うんです。法律上許されないというのは仕方がないのですが、許されるなら、むしろ屁理屈でも管渠の一部で名前は貯留施設というほうが筋がよさそうな気がするんですが。そういうご検討をした上でのことでしょうか。
笠原下水道 課長	いえ、管路の一部ですから、また、管渠についての都市計画決定につきましては1,000ha未満ですので、枝線を表す必要がないというのがありまして、そこに下水道があるという計画だけで位置付けがなくなってしまいうということ、ここにこういう点の施設を位置付けることが不必要だということですね。
会長	おっしゃるのはよくわかるのですが、今回は丸い管渠ではなくて会長がおっしゃったような四角い管路の一部がほかの施設でできて、そこに貯留管のように雨水が貯まって、また処理場に送っているというふうなご理解をいただきたいと思います。
会長	今のはわかりにくかったと思うので、私の知っている限りの解釈をしてお話しますと、下水道を都市計画決定しようとする、実際、工事を施工するときに別のルートに行ったり何かすることがよくあるわけで、細かい幹線までは決定しないということになっているんですね。だから、下水道の決定の仕方はこの範囲で下水道をやりますというエリアを決めて、その中の主要な幹線を決めて、主要な幹線からポンプアップするポンプ場を決めて、そして最後の終末処理場を決めるということなんですが、この場合は処理場がないんです。ポンプ場があるわけですから、そこに行く幹線の大きさが大きくないと決定する必要がないんです。

	<p>ですから、ポンプ場だけが決定されていたのがポンプ場が消えちゃうというのは何か不思議な感じですが、実際は管路がここにあるわけですし、そのポンプ場の場所には管路のもっとお化けみたいな貯留施設ができるということになるわけですね。下水道の都市計画決定をするというのは、非常に細部のところで世の中の常識と違う決定の仕方がされます。</p>
<p>恩田幹事</p>	<p>武蔵野市の都市計画下水道といたしましては、会長のご説明のとおり、公共下水道として面積で指定しています。それから、管渠の中では主流幹線の管渠として一部公共下水道として指定していて、あとは、ここのポンプ場という形になっています。</p>
<p>会長 D委員</p>	<p>D委員。 G委員のおっしゃったことでわからないのが、貯留だから貯めるだけですよ。それで何できれいになるんですか。貯めて汚いものが沈んできれいな上澄みを流すという意味ですか。</p>
<p>笠原下水道課長</p>	<p>そうですね。貯留施設にいったん貯めまして、ここにポンプを設置しています。たまった後の晴天時にここからポンプアップをして、また下水道管に戻して処理をします。ここを空にしておきませんと合流改善の意味がないものですから、貯めたものをすべてポンプアップして晴天時に処理場へ送って処理をするというものです。</p>
<p>会長</p>	<p>今の説明を補足する意味で、流量別、降雨強度別に示された図があるんですけども、この図をもう一度説明してください。これで一番下の茶色のところと黄色のところはどういうふうになっているのか説明してください。</p>
<p>笠原下水道課長</p>	<p>一番下の茶色く濃くなっているところが晴天時の下水道管の幹線だと思っていただければと思います。晴れているときはすべて処理場に行ってしまうということです。処理場に行く太さも、3級とって、通常の3倍まで処理場に行くように設計していますので、多少の雨が降っても3倍の量までは処理場にすべて行くような下水道の構造になっています。ですが、ここが合流式下水道の悪いところで、それを超える部分につきましては処理場に行ってしまうと処理場で能力を超えてしまいます。処理場が水没したり、処理をし切れず処理場がだめになってしまうということで、それ以外のものは手前の河川で全部吐くという合流式下水道の基本的な構造になっています。</p>

<p>D 委員 笠原下水道 課長 会長</p>	<p>ですから、3Qを超える部分はすべて今までは善福寺川に行っていたわけですがけれども、今回、その一部、25回分のこの緑の部分のところの量をいったん貯留施設に貯めておいて、雨の降っていない日に処理場へ行く管の容量がありますので、そこにまた流して処理場に送って処理をしていただくというシステムになっています。</p> <p>河川には行かないということですか。</p> <p>行きません。</p> <p>よろしいでしょうか。ほかにご意見等がないようでしたら、議案第2号について採決に入りたいと思います。</p> <p>採決の方法については先ほどと同様に無記名投票ということにいたしたいと存じます。</p> <p>事務局のほうで用紙の配付をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(投票用紙配付・投票・開票)</p>
<p>会長</p>	<p>開票結果を発表いたします。</p> <p>投票総数 11票</p> <p>有効投票数 11票</p> <p>承認 11票</p> <p>です。なお、B委員が退席されたので、先ほどとは数変動しています。</p> <p>以上の結果、本件につきましては承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 武蔵野都市計画生産緑地地区の変更について説明していただき、質疑応答後、採決を行いたいと思います。</p>
<p>恩田幹事</p>	<p>恩田幹事より説明をお願いいたします。</p> <p>議案第3号についてご説明いたします。</p> <p>配付資料の1ページ目をご覧ください。本案件は地区番号61の生産緑地地区におきまして、一部の用地が農業従事者の死亡により買い取りの申し出がありましたが、買い取りがされず、行為の制限が解除され、宅地等に適用されることになり、生産緑地の機能を失いましたので、生産緑地地区からその部分を廃止するというものです。</p> <p>3ページ目の計画図をご覧ください。本案件の位置ですが、境山野緑地の西側にあります。都立武蔵高校と、南北に走っている都道123号境調布線とを挟んで東側に位置しています。図</p>

	<p>面のほうで黒く塗られている部分が今回の生産緑地から削除される部分です。地区番号が61の生産緑地から、黒の部分が削除されることによって生産緑地の一部、北側の106と番号を振っていますが、こちらが61と一団の区域を形成することができなくなったため、分割して新たに61から106という番号を付けさせていただきます。</p> <p>2 ページ目をご覧ください。新旧対照表がありますが、2,698㎡が今回削除される面積です。また、61番から分離されて、1,745㎡の生産緑地番号106番が発生します。</p> <p>生産緑地全体としましては、変更の概要に記載されていますとおり、変更前は地区数としましては91件でしたが、分割した1地区106番が増えますので92件になります。ただ、面積は2,698㎡が削除されますので、ヘクタール換算で0.27haが減少し、従前の29.8haから29.56hになるということです。</p> <p>決定までの経緯ですが、10月4日に知事同意を得まして10月8日から2週間、公告縦覧をしましたが、特に意見等はございませんでした。</p> <p>現況を写真でご説明させていただきますと、こちらから西側、それから一部、この通路の拡幅が予定される部分です。</p> <p>周辺の状況ですが、ここは一団の生産緑地だった部分でして、ここの部分及びこの道路の部分が今回削除されるということです。実は、この生産緑地の中に赤道が入ってしまっていて、それが市道66号線として認定を受けています。今回、生産緑地が解除されるに伴いまして、ここが市道66号線、あわせて42条の2項道路という建築基準法の道路になりますので、4mの幅員が必要になるということと、従前、位置指定道路も入っていたことから、今回はこの道路の部分も削除の対象になります。周辺については、市道がぐるりと囲んでいて西側が都道になっているという状況です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいま幹事から説明がありましたが、ご意見、ご質問があればお願いしたいと存じます。</p> <p>D 委員。</p> <p>3-4のページなんですけれども、61の下のほうに道路を隔ててもう1つ車線がありますよね。これもばらばらだからこれもまた違う番号になるんですか。</p>
会長	
D 委員	

恩田幹事	農地の間に幅6mを上限とする道路・水路等が介在していても一体性が認められれば一団の農地とみなされますので、この隔てが61番から6m以上開いていないので、61番のままです。
会長	この3-4で写っている写真は、最終的に赤道であり、市道66号になる部分は、この外側の線同士が通路になり、その幅が4mで、行き止まりの市道になっているということですね。わかりました。
A委員	A委員。 今回削除された1,698㎡に関しては、基本的にこれは分譲とかそういうことで民間会社が開発するという理解でよろしいのでしょうか。
恩田幹事	行為の制限が解除されていますので、宅地になるという形で、今後は民間の宅地開発に入っていきます。ただ、この縦の細い部分については、市道の部分と位置指定の部分の道路という要件です。
会長	H委員。
H委員	今回の削除面積は2,698㎡ですが、相続が発生するとおのずとこういう農地が減ってしまったり、本当に同業者として寂しく思いますが、やむを得ないところもあります。
会長	ほかにはないようでしたら、議案第3号について採決に入りたいと存じます。 その方法は先ほどと同様、無記名投票でお願いしたいと思います。
会長	事務局、用紙を配付してください。 (投票用紙配付・投票・開票) 投票結果を発表いたします。 投票総数 11票 有効投票数 11票 承認 11票 です。 よって、議案第3号については承認されました。 続きまして、議案第4号 武蔵野市都市マスタープランの変更について説明していただき、質疑応答を行いたいと思います。
恩田幹事	恩田幹事から説明をお願いします。 説明の前に、改定原案に若干の訂正があります。

1点が、79ページから82ページの実現に向けてという章で黄色いタイトルページがあるんですけども、お配りした委員の方々によっては文そのものが抜けています。抜けている委員の方はお申し出いただければと思います。

もう1点、34ページの方針図という地図がありますが、そちらが「働く方針図」となっていますでしょうか。これが、37ページの「動く」の方針図と前後してしましまして、37ページが34ページ、34ページが37ページということで、項に章立てと少し前後するような形で方針図が差し込まれていますので、訂正させていただきます。

それでは、議案第4号都市マスタープランの変更についてご説明させていただきます。

現行の都市マスタープランとしては、都市計画、まちづくりの基本方針ということで、1つが基本構想という考え方のもとに、目指すべき都市像というもののコンセプトを打ち出しています。これが「環境共生・生活文化創造都市むさしの」という形で示しています。それを実現していくために、その後に将来都市構造、あるいは土地利用という形で方針を示しています。

それとともに、分野別の方針、それから地区別の方針という形で構成されていまして、最後の章として、これらの整備方針を実現していくための手だてという形で現行のプランは構成されています。

現行プランの特徴ですが、1点が将来像の明確化でして、都市像と生活像などで市と市民がこうありたいというような望むまちのあるべき姿、ありたい姿を明確にした上で、武蔵野市のまちづくりの方針を示しています。

2点目としましては、環境共生・生活文化に着目ということで、大きな将来都市像のコンセプトとして「環境共生・生活文化創造都市むさしの」ということを提案してきました。

特徴の3つ目としましては、市民の生活感を大切にしたいという記述ということで、実はこの都市マスタープランは、平成12年に数々の市民参加を経てつくっています。その中で、やはりプランを共有していくという観点から、従来であれば土地利用ですとか道路、防災、そういった都市構造を切り口とした分野の方針を立てているわけですが、本市の場合は「住まう」とか「動く」とか「働く」、そういった生活を主体とした分野別に置き

換えて、その辺の方針を示しているというところが大きな特徴になっています。

それから、市民が身近にイメージしやすい地域別構想ということで、地域を中央地域、吉祥寺地域、武蔵境地域の3駅周辺の3つのエリアに分けて構想別をつくっていますが、こちらについても先ほど申し上げた生活感をイメージできる「住まう」、「動く」、「働く」という分野別方針に基づいて、その地域別の特徴を出していくというところがあります。

それから、特徴の5番目としましては、公私協働のまちづくりの実現に向けた取組についての記述です。まちづくり条例が昨年4月より運用されておりますが、この都市マスタープランに示されたそれぞれの主体の適正な役割分担というところを踏まえて、条例を運用しており、協働のまちづくりを進めていくというのが、現行の都市マスタープランの「実現に向けて」で示されているというところが特徴となっています。

現行のマスタープランを簡単にご説明させていただきました。

次に、改定の内容についてご説明いたします。

まず、改定の視点については、9つほど挙げております。1点が、基本的な内容は継承していくということで、現行プランに示されております理念、それからまちづくりの目標といったものについては、平成12年に市民協働のもとで策定されていたわけですが、それらについては10年経過した現在においてもこれから20年を見据えた期間においてもそのまま継承できるだろうという判断のもとに、基本的な内容については継承していくという考え方です。

それから、視点の2として、時点的な修正を加えていくということで、社会情勢や現行制度、都市基盤の整備状況を勘案して、今回の改正ではその時点的な内容を取り入れています。

それから、視点3としては、関連計画との整合を図るということで、平成12年以降、上位計画である東京都の都市計画区域マスタープランとか、武蔵野市の基本構想が改正されているということと、関連計画も様々な改正がされていますので、その辺の内容を加味して整合を図っていくというところなんです。

それから、視点4として、持続可能な都市構築の方向性を示すということで、環境共生・文化都市創造という都市像に向け

て、環境も含めてサステイナブルな都市をつくっていくという考え方を示していきたいと考えています。

視点5としては、大規模土地利用用途変更等への対応を示すということです。この間、法政大学第一中・高等学校の移転に伴い、用途地域指定のあり方等に関して、われわれも様々な勉強をさせていただきましたので、都市マスタープランでそういった事態に対しても対応するための手だてのようなものを示していきたいというところです。

それから、視点6として、高さの制限の導入について方向性を示すということで、武蔵野市については絶対高さ制限は現在引いておりません。様々な議論をいただいているところもありますので、全面的な高さ制限というよりは部分的に環境を保持していくというようなところを視点に置いて対応していきたいと考えています。

視点7としまして、3駅周辺の面的な商業、業務地のあり方を示すということで、3駅、特に駅圏域の問題に対しては共同住宅等が入り込んできているというような問題もありますので、その辺の業務地としてのあり方というのを示していければと考えています。

それから、視点8としまして、景観に関する方針を付加するというので、平成16年に景観法ができて様々な対応が考えられるわけですが、本市についてもまだ方針が定まっておられないので、都市計画マスタープランにおいてその景観に関する方針を示していきたいというところです。

最後に9つの目の視点になります。まちづくり条例に基づくまちづくりの推進を強化するというので、開発調整にあたっては都市計画マスタープランの方針に基づいて開発業者と協議していく、あるいは、地区づくりへの提案等もそういった方針を踏まえて対応していきたいということで、まちづくり条例に基づくまちづくりの推進ということを挙げています。

以上、改定にあたってこの9点を大きな視点としてとらえています。

それから、もう1点、この前文のところに書いてありますが、今回、この現行プランは都市マスタープランという名称になっておりますが、このプランが都市計画の基本方針であるということを明確にするために、名称も改定を踏まえまして都市

計画マスタープランということで、「計画」を付けたいというふうに考えております。

続きまして、改定マスタープランの中身についてご説明をさせていただきます。

まず、13ページをお開きください。目指すべき都市像についてです。まちづくりの理念として目指すべき都市像につきましては継承をしていくということで、環境共生・生活文化創造都市むさしの、こちらはそのまま現行のプランのままでいくというふうに考えています。

それから、同じように目指すべき生活像についても5分野あるわけですが、その方向性としては10年後、20年後を見据えても、現在の内容というのは今後も継承していくべきだというふうに考えています。

続きまして、16ページの将来都市構造についてですが、現行のプランでは交通ネットワーク、商業・業務機能集積地、水と緑のネットワーク、個性豊かな3地域、この4つで構成されていましたが、新たに持続可能な都市という項目を加えています。

交通ネットワークの充実についてですが、こちらについては、まず歩行者重視の観点を入れることを考えています。市民交通計画があるわけですが、こちらでも歩行環境を重視した交通システムというような基本理念を持っているものですから、それとの整合を図るため、歩行者を重視した交通ネットワークの充実としております。

その下にバスなど地域公共交通ネットワークの向上とありますが、これは従前はバスネットワークの向上でした。バスネットワークについては、民間のバス及びムーバスの整備によって、ほぼ武蔵野市内の交通空白地が解消している状況ですので、今後の対応としては、デマンド交通とか乗り合いタクシーとか、そういった新たな公共交通にチャレンジしていく必要性がありまして、そういった意味で公共交通ネットワークの向上を図っていきたいと考えているところです。

交通結節点としての駅の充実、こちらは現行のプランのとおりです。

(4)の都市間幹線道路の充実及び(5)の都市内幹線道路の充実についてですが、(4)の都市間幹線道路というのは都

市と都市を結ぶ大型の都市計画幹線道路のことです。（５）については、都市間幹線道路をつなぐ補助幹線道路という位置付けでの記述になっていますが、現行プランの考え方を継承しつつ、１点は都市計画事業を事業化するときにはその必要性を含めた検証をしていくべきであるといった考え方をこちらの最後のほうに記述しています。必要性を検証し、見直していくことも検討していきますという形で加えています。

続きまして、16ページの（６）東京外郭環状道路への対応についてです。現行プランは平成12年策定ですので、まだ東京外郭環状道路についてはP I（パブリックインボルブメント）の始まる前でしたので、その方向性はまだ不確かな状況でした。10年経ちまして、平成19年4月に本線のほうは地下方式で都市計画決定され、既に事業化されている現状がありますので、その辺の時間経過、時点的な内容を修正しています。また、地上の街路の外環の2については、今の現状と、それから今後の対応として、市は地域分断や住環境の悪化等、市民が抱く懸念や不安を十分に踏まえ、市街地環境の保全、地域の安全性の確保、交通環境の改善などに努めてまいりたいと、市の考え方を示しています。

続きまして、2）多様な個性を活かし、商業・業務が集積する地区を充実させるという項ですが、（１）面的な商業・業務地の充実については、業務地である駅周辺、こちらについて吉祥寺、三鷹、武蔵境という記述の内容になっておりますが、上位計画である東京都の都市計画区域マスタープランにおいて、吉祥寺については広域的な中心性を備えた生活拠点というような位置付けがあります。それから三鷹、武蔵境については日常生活を支える生活中心地ということで、吉祥寺、三鷹及び武蔵境は、やはりその辺の色分けがされていますので、その考え方を踏まえて都市構造の内容を記載しています。

続きまして、3）水と緑のネットワークを充実させるについてですが、（１）大規模公園の整備のところでは、境公園について積極的なふれ方をしています。境公園は、昭和16年に都市計画決定されています。武蔵野中央公園が昭和50年代に都市計画決定されて、まだ境公園が事業化される前に中央公園が新たに配置されているなど、事業化の可能性や大規模公園としての適正配置を考慮すると、現計画に基づく整備の必要性は低いと

考えられます。そのため現状の土地利用にあわせ、縮小の方向で計画の変更を進め、区域内での確保が必要と考える緑については、一団としてではなく地域全体で確保していきますという形で、都市計画としての境公園の縮減の方向性を示しています。

(2) 河川・上水などの水辺空間の保全と復活については、生物の多様性等の視点を記述の中に入れてあります。

(3) 緑と水のネットワークの充実については、現行のプランをそのまま継承しています。

それから、4) 個性豊かな3地域を形成するについても、内容的には全て継承しています。

続いて、5) 持続可能な都市を構築するについてですが、こちらが新たに今回のプランの中で加えたところです。1点が環境への負荷の低減と自然環境の保全、それから2点目が都市基盤の構築と運用管理、3点目が都市防災性の向上、こういった3つの要素から持続可能な都市を構築していくという考え方を示しています。

先ほど下水道の話がありましたが、今後、大型規模の施設の更新が予想されますので、特に(2)都市基盤の構築と運用管理については、ごみ焼却とか下水道とか、そういったものに対する備えというようなところを記述しています。

続きまして、18ページをお願いします。今、説明させていただいた内容を方針図という形の地図に落とし込んだものがこちらの将来都市構造図になります。ベースとなるこういった方針を、今後20年の武蔵野市の都市づくり、まちづくりの基本的な方向性という形で考えている、これが方針図になります。

19ページ以降は、これら都市構造に基づいて土地利用の将来というところをうたっています。土地利用の分類分け、内容的には現行のプランをそのまま継承している形になっています。

ただ、20ページの商業・業務地のところでは、若干、駅周辺に対する細かな記述をしています。先ほどの都市構造のところでは3駅の周辺の都市のあり方というところを示していますので、それを受けて、土地利用としてはこういう考え方で対応していくということを示しています。

吉祥寺駅周辺については、都市機能の充実を図るため周辺との調和に配慮しながら都市開発諸制度の活用などにより計画的

な高度利用を図り、土地の有効利用、既存建物のリニューアル、建替え、更新を進めていくということで、20年を見据えますと、吉祥寺の都市としても建物のリニューアルが必要になってくるということがありますので、その辺を方向として示しているところです。

それから、三鷹駅周辺につきましては、日常生活を支える商業や業務機能と都市型住宅が調和する土地利用を進めますとしています。共同住宅等の住宅系の土地利用が予想されるわけですが、これを完全否定するのではなく、商・住の調和も配慮しつつ、まちづくりを行っていくという内容になっています。

武蔵境駅周辺につきましては、南北が一体化された効果を生かした日常生活を支える商業と都市型住宅が調和したという形を記述にしています。

土地利用の基本的な考え方の具体的な展開について21ページに示しています。現行のプランでは特に明示されていなかった取組を、こちらでは改定の中でふれさせていただいています。

1点は、現況の用途地域の維持ということで、現行の土地利用の構成を維持していく、今後の土地利用の維持、または誘導については現況の用途地域を基本としていくというところです。その理由としましては、武蔵野市においては約9割が住宅系の用途地域を占めていまして、それらについては駅前の商業地域や低層住宅地まで、ピラミッドに用途地域が配分されている現状です。そういった形の中で適正な土地利用を図ることで、市街地の大部分を占める住宅地の環境を今までも維持してきた。そのために人口も昭和44年代から13万人という形で、税収についても安定的な税収を得ているというところがありますので、こういった土地利用については基本的な考え方を維持しつつ対応していくということを示しているところです。

それから、(2)で地区計画を活用したきめ細かい誘導を示しています。都市計画上の地域地区、用途地域については基本ベースがありますが、地域によっては地域のルールによってもう少し緩くしたりきつく制限をかけたりということが必要になってくることも考えられますので、地区計画とそういった地区単位のまちづくりというのを進めていきたいというふうに考えています。

それから、（３）大規模な企業地や公共公益施設の土地利用の維持ということで、大規模の施設の土地利用に対する記述です。現行の都市計画制度施行以前から存在している施設のうち、土地利用が適合するように今の用途地域が周辺に比べ緩和されている公共施設については、特定土地利用維持ゾーンとして位置付け、事業者との協力により積極的に現在のそのままの土地利用を維持していきたいというふうに考えています。ただし、社会状況の変化ですとか経済状況の変化によって、変更が余儀なくされるといったような場合については、まちづくり条例に基づき開発事業者、地権者に協議を求め、周辺市街地と調和し、当該地区のまちづくりに貢献するよう誘導していくということで、今後は条例の運用も考えていくべきところがあるとは思いますが、その協議を中心にしながら周辺環境を維持していくというような対応を方針として示しているところです。

（４）市街地の状況に応じた高さ制限の導入検討については、都市計画上の対応として絶対高さ制限を今後は部分的にかけていきたいというふうに考えています。

22ページは、この土地利用の方針図を示しています。こちらについては、10年という経過の中で大きな変更はかけていません。都市計画道路の調布保谷線という36mの道路が事業化されていて、これはちょうど三鷹市と武蔵野市の境のところを調布から保谷まで抜ける都市間幹線道路です。現行のプランではその周囲については、延焼遮断機能と、騒音、環境公害面での配慮ということで、中高層の土地利用を考えているところですが、こちらについては10mの環境施設帯という大きな歩道ができるということと、緑の量もかなり確保されるというところがありまして、延焼遮断機能としては環境施設帯の幅員と緑、それから騒音等についても幅員と緑で対応できるということもあるので、現行のプランでは中高層であったところは、この改定の中では低層住宅地としての現況の用途地域をそのまま維持する形を考えているところです。

以上が土地利用についてです。

続きまして、23ページから25ページについてですが、景観まちづくりということで、景観に関する本市の方針をこのマスタープランで新たに起こしています。

1点が、景観資源を生かしたまちづくりを進めるということ

で、文化財、屋敷林、上水といった歴史・文化的な景観資源をまず活用していくという考え方です。水と緑の景観ネットワークをつくるということで、本市においては、景観をつくる上では緑という要素は絶対的なものです。そういった緑を守っていき、貴重な緑を景観資源としても今後も生かしていくということです。

それから、(3)まちづくりと連動・調和した新たな景観資源を生み出すということで、これまで緑化を中心として本市の景観を伝えてきたわけですが、この辺の考え方を継承しながら、新たな開発に対してもそういった景観面を過去の事例も含めて活用しながら調和の取れたまちづくりを進めていくというような考え方を示しているところです。

それから、地域特性を活かした景観形成を進めるということで、これは将来都市構造の中でも3地域の特性を活かすという考え方がありますので、その考え方を景観でも当てはめているところです。

それから、(2)住宅地、商業地などそれぞれの特性を活かした景観をつくるということで、住宅地においては、景観形成のルールづくりとか、そういったものを地域の方々を中心に対応していければと考えています。それから、商業地については、景観の阻害要因が多いところです。例えば、広告や自転車駐輪といったようなものがありますので、そういったものの排除、誘導を行っていくということです。

それから、幹線道路、沿道については、道路そのものの緑化、あるいは電線類の地中化などによって景観形成をするとともに、周辺の高さ制限など誘導策を取りながら沿道の景観を総合的につくっていくというところです。

それから、大規模な建築物・構造物または公共施設について、特に市内の公共施設については、景観デザインに関する基準、ガイドラインを策定し、積極的な景観の取組を進めていくべきであるというところです。

あとは、既に道路のほうでは景観整備路線という考え方がありまして、かたらいの道とか中央通りは電線類の地中化等の検討をしていますので、そういった景観整備路線にあわせて周辺の景観軸として周辺の建物の規制誘導というのも考えていくべきであろうと考えています。

それから、大きな柱として調和や総合性に配慮した景観形成を進めるということで、特徴としてはルールや規制等によって周辺と調和する景観を形成していく。それから、総合性を持って景観形成を進めるというところですが、これは形態や色彩といった外観上のとらえ方だけではなくて、コミュニティや安全、そういった精神的な面からも考慮していくべきであると考えています。

それから、景観の最後になります。歩いて楽しい景観をつくるということで、こちらは歩行空間を確保し、その空間構成を充実させることによって、まちづくりの意味においても、その歩行空間というのを景観の軸にしていくというところです。

その辺の考え方を主要な景観形成図という形で地図に落とししているものが25ページの図面です。

以上が全体構想の中の将来都市構造、それから土地利用の方針、それから景観まちづくりの方針というところで、都市計画の部分としても関わりの深い部分で大きな方針としてふれている章という形になります。

以下につきましては、分野別方針及び地域別構想という形になりますが、ここではまちづくりの観点からの記述が多くなっていると思います。内容的には、生活像の視点からの分野分けになっています。

まず、分野別方針として、1.住まうの29ページをご覧ください。こちらに、ごみ減量に積極的に取り組むというのがありますが、既にクリーンセンターが更新期を迎えたということで、市でも周辺の方々を含めてこの建替え計画についての検討をしているところです。この都市計画マスタープランにもその辺の考え方、方向性を位置付けています。

それから、29ページの下(3)コミュニティが育まれる環境をつくるの③地域コミュニティのさらなる連携というところは、今回の改定の中で新たに加えたところです。駅周辺への住まいを求める傾向が進むなど、生活スタイルに応じた住まいの選択が今後も進むと考えられます。このような住まい方の変化に対応し、既存の地域コミュニティとマンション等による新たなコミュニティとの交流や地域コミュニティ間の連携が図れるような環境整備や支援を進めていくということ、都市計画マスタープランの範ちゅうではないですが、そういう部分にふれ

ています。

続きまして、2.動くです。大きなところでいいますと、32ページの②自転車が使いやすい環境を整備するということですが、自転車は環境面でもいいということで、武蔵野市として自転車の利用を推奨しているわけですが、これを過度に進めると、バスやタクシー等の地域公共交通に対する影響も大きく、また駐輪場の問題等の負の要素もありますので、自転車のみに過度に依存することなく地域公共交通全体の中でのバランスや適切な役割分担を図るという形での自転車に対する考え方を示しています。これは現在、市民交通計画を検討しているところです。

それから、33ページの(5)安全で快適な交通環境をつくるについてですが、現行のプランですと、住宅地内の道路の安全性はふれていましたけれども、人間を重視した道づくりという意味から、住宅地内だけではなくこういった商業地域についても、都市観光の意味からも安全な歩行空間というのは大事であるという観点から、快適な安全な歩行者空間を商務・業務地についても確保し、にぎわいをつくっていく。そのためには、環境を整備した舗装とかそういったものも必要であるというようなことを記述しています。

続きまして、3.働くについては、特に大きな変更はありません。

38ページの4.育てる・歳を重ねるについても大きな変更はありません。

それから、40、41ページの5.憩う・遊ぶ・学ぶ・集うについては、各々の記述の中に景観とか都市観光、そういった今後対応すべき方向性を加えています。

続きまして、地域別構想です。55ページの吉祥寺地域のまちづくりの方針図をご覧ください。

吉祥寺地域につきましては、平成12年の策定以降、吉祥寺グランドデザインという吉祥寺の大きな将来像を描く構想ができていますので、都市計画マスタープランではその考え方との整合を図る形で考えています。駅中心に赤い点線で囲んであるエリアが4つありますけれども、こちらはグランドデザインでもエリアごとの考え方を示していますので、エリアごとのまちづくりを進めていくということところです。

それから、駅周辺については、駅前の商業地域に高度利用を位置付けるというところです。それから、もう1点が、安全面からいいますと、水害対策ということで吉祥寺北町の部分、それから東町のポンプ場のエリア、そういった地域に対しても水害対策のまちづくりを進めていくというようなところを新たに加えています。

吉祥寺については、以上です。

続きまして、66ページの中央地域です。

中央地域は三鷹駅周辺になりますが、まず駅周辺の駅前の高度利用商業地域がありますけれども、こちらの土地利用の方針である商業の業務地というところと、そのエリアをかぶせる形で修正をかけています。現行のプランはもう少し広いエリアをとっていたのですが、この改定に際しまして、土地利用の方針のほうの商業・業務地とエリアを重ねる形で考えています。ただ、その西側については、後背地として低層の住宅地が広がっている関係もあるので、周辺の住環境に配慮した沿道商業エリアという形で新たにゾーニングをしています。

それから、景観に配慮したまちづくりということで赤く縦長に囲みがありますが、かたらいの道及び中央通りについては景観整備をやっていく、なおかつ周辺については道路づくりに連動するような形で景観整備をしていくというようなことを示しています。

それから、クリーンセンターを核とする周辺のまちづくりという取組を新たに加えています。

次に、武蔵境地域のまちづくりということで、77ページの方針図をお願いします。

こちらについては、現在、連続立体交差事業が行われていまして、それに伴う関連事業が進められています。その中にある将来像としましては、まず南北一体のまちづくりであるというところです。

それから、特に、現行のプランから大きな変化はありませんが、地区計画をここで2か所指定したということがありますので、その辺のエリアを落とし込んでいくということと、境公園については、都市計画の再検討のエリアという形で示しているところです。

続きまして、最後になりますが、実現に向けてです。実現に

向けてでは、まず1点が、この改定の内容の柱としましては、平成12年に策定以降、まちづくり条例ができましたので、まちづくり条例に基づくまちづくりの展開ということが1点あります。

それから、2点目としましては、80ページの都市計画マスタープランの共有化というのを新たに起こしています。現行のプランは策定して10年になりますが、市民や行政機関内でも計画そのものに対して距離感があったことから、都市計画はまちづくりの基本的な方針であるということを共通の理解として、まちづくりを進めていきたいというところがあります。手だてとしては、行政機関内で都市計画マスタープランと個別計画や個別事業との調整や連携を図っていくといったようなこと、それから、市民と共有していくためには、市民が行うまちづくりの活動の支援を進める中でこういった方針を共有していきたいというようなことを記述しています。

それから、81ページに、まちづくり推進体制の確立の中で広域的な連携というところも記述しています。今後、地方分権が進む中で、やはり独自の都市計画エリアではありますが、道路や土地利用というのは周辺とのつながりがあるので、そういった関係機関との連携、あるいは市民同士の連携ということも考えられるため、広域的な連携という考え方を示しています。

実現に向けてでは、大きな部分での変更を加えたのはそういうところ です。

改正の内容については、さらう形になりますけれども、改定の全体の流れをご説明させていただきました。

次に、改定のスケジュールについてご説明いたします。参考資料1をご覧くださいと思います。改定に伴いまして、改定委員会が昨年11月に発足しまして、7回の議論をいただき、その間、地区別意見交換会として、3地域に分けて各3回ずつ市民の皆さまのまちづくりに対するいろいろな議論をいただきました。それらを踏まえまして、10月4日に改定委員会から改定の答申をいただいています。今般の都市計画審議会の諮問は、この答申をおおむねこのままの形で市の原案としまして、諮問させていただいています。

本日、本審議会に諮問いたしまして、11月15日にこちらを公

	<p>開したいと思っております。4週間ほど公告縦覧を行いました、そちらで市民の皆さまからご意見をいただきたいと考えています。ご意見をいただいて、それらを踏まえてこの原案を変更案という形に修正させていただきます。特に大きな変更、あるいはほかの議案がなければ、都市計画審議会には、この都市計画マスタープランについては案を各委員に報告という形でご説明させていただきたいと思っております。その後、案にしまして2週間、また市民の皆さまに公表しご意見をいただき、最終的に2月に都市計画審議会を開催し、ご意見と変更案をお示しして、最終的なご議論、ご意見をいただきたいと思っております。議会にもご報告し、4月1日より新たな都市計画マスタープランとして施行するというようなスケジュールで今のところ考えております。</p> <p>資料2は概要でして、参考資料3は地区別意見交換会、これは2ページにその経過を書いています。境地域、吉祥寺地域、中央地域ということで、各エリアごとに3回、2月、3月、4月に行っております。こちらでいただいたご意見等については、改定委員会にもお諮りし、この3ページ以降でこういった意見が出たと、それに対して都市計画マスタープランではこのような対応をしているということで、これが対応表になっています。Aが都市計画マスタープランの修正をかけているもの、Bについては既に記述がされていて対応されているというものです。Cについては都市計画マスタープランの分野ではないといったような仕分けをさせていただきまして、その対応の記述のページ等につきましては、一番右側の章のところに記載させていただいております。かなりの分量でご意見をいただいておりますので、71ページまでにわたって記載しております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明ご苦労さまでした。どなたからでもご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>C委員。</p> <p>道路の分、この原案で言うと、将来の都市構造の中の15ページ(4)都市間幹線道路の充実というところで、一番下のほうに必要性の検証、見直しということがうたわれているんですね。その次のページに東京外郭環状道路の、いわゆる外環その2、こちらのほうは特にそうした部分までは踏み込んでいない</p>
会長	
C委員	

ような記述になっているのが少し気になったんですけれども、この辺の記述の違いが出てきた背景みたいなものが、もしあるようでしたらお示しいただきたいと思います。

それと、17ページのところで、持続可能な都市を構築するということが新たに追加されたというご説明がありました。その中の(2)都市基盤の構築と運用管理というところで、特に下水道、ごみ焼却施設というところがうたわれているのですが、今、武蔵野市が抱えている水道事業については、ここにもほかのところにも特にうたわれていなかったと思うんです。この辺の考え方について、いわゆる一元化というよりは、武蔵野市の水道の方向性のようなものはうたわれることはないのかが少し気になったものですから、その辺についてご説明いただきたいと思います。

それから、23ページの景観に関する記述も新規ということで、24ページのところには地区による景観形成のルールづくりというようない方をされているんですけれども、景観についても様々な進め方があるんだろうと思います。1つの地域で進めていくものと、市全体として進めていくもの、例えば全体としては緑を基調としたような景観、また様々な文化施設などをその中に取り込んでいくというような方針がたぶんあったのではないかなと思うんです。例えば商業地域の中で言えば、吉祥寺の辺りで地区計画をやらおうとしている、そういうような中で、当然、景観とかそうしたものも含まれてくるだろうと思います。そうした部分の整合性みたいなものを全体としてどういうふうに進められていくのかというのが少し気になったので、その辺をご説明いただきたいと思います。

恩田幹事

都市間交通と外環の2の計画の検証の話についてですが、外環の地上の街路につきましては、大きな課題として特殊性があると思っております。こちらについては、計画のあり方、必要性、その辺を含めた議論まで東京都は考えておまして、事業化に向けた話ではないので、その辺の記述が少し違うのではないかなと思っております。

都市間交通につきましては、計画はあります。ただ、事業化に際して、その事業化にあたっての検証をしていくんだということです。その中で、例えば幅員を狭めるとか、そういった物の考え方が必要になれば、それは対応すべきであろうという考

会長
G委員

え方でして、全くゼロにするというような考え方ではないということですが。

上水道については、一元化は水道を運用する話ですので、内容的には基本構想とかその辺の話になると思います。ただ、施設としてはインフラの部分ですので、上水としての防災性とか安全性というのは当然必要になると思いますので、上下水道というような考え方は、今後、案にする段階において考えていきたいと思っています。

あと、景観の全体と地域の話についてですが、これはざっくりと景観の方針を都市計画マスタープランで示しましたので、景観計画なり、あるいはもう少し具体的なガイドラインが今後、市全体として必要になってくると思います。それを踏まえて、地域で行うまちづくりにおける景観形成というのは、おそらくそういったガイドラインの中で示される地域性というのがもっと細かく出てくると思いますので、その方針に基づいて地域の景観づくりを誘導していきたいと思っています。その辺でももう少し具体的な全体としての景観計画というものを、この後つくらなければいけないというふうに考えています。

G委員。

まず、このマスタープランの位置付けなんですが、大きな長期計画の下にある個別計画の1つというふうに理解してよろしいんですかというのが1点です。

それと、今回、市民の皆さまと一緒につくって将来のビジョンを共有するということに力を入れられたと思うんです。そのときに、地域別でお集まりいただいた方にどれだけデータとしての開示があったのか。例えば今、C委員から外環の話も出ましたけれども、実は、先ほど申し上げた下水の問題と外環道路の地上部というのが関係があって、本市は昭和40年代に下水道第2次計画というのを策定していて、それは今回の下水道総合計画の中でも生きていますよね。その第2次計画は外環道路の下を使って流していくという計画なんです。ということは、外環道路と下水の問題というのは切っても切り離せない問題なわけで、市民の皆さまにご理解いただいて、より多くのお考えを出していただくには、そうした情報提供は必要であったのではないかとこのように思っています。

それから、平成20年あたりから私は、ファシリティマネジメ

	<p>ントを導入してはいかがということを口が酸っぱくなるぐらい申し上げたと思うんですが、今回、17ページに一言、ファシリティマネジメントの考えを導入してというふうに書かれています。これを行っていくにあたっては、それこそ、今持っている武蔵野市の資産の棚卸を全部やらなければなりませんので、未利用地、低利用地をどれだけ持っていて、今後、どれだけの利活用が可能なのかということもやっていかなければならない中で、これからはストックよりフローをきちんと持っていく。要は、ストックしているということはリスクにつながるんだという観点からファシリティマネジメントを導入している自治体が増えているわけですから、そのことについて、このマスタープランの中では今後どのようにどの程度反映していくおつもりでいらっしゃるのかということが2点目です。</p> <p>それから、防災が前回のマスタープランから今回の改定までの間で一番大きな課題なのではないかと思います。阪神淡路大震災や中越沖地震もありました。そういった観点から、今回のマスタープランの中ではどの程度の比重を置いてこのことについてご議論いただいたのかというのが3点目です。</p> <p>まず、1点目ですが、このマスタープランの位置付けについては、基本構想・長期計画については市の最上位の計画ですので、それを受けた分野の基本的な方針というふうに私どもは考えております。ですから、都市計画マスタープランと、それから個々の、例えば緑の基本計画であるとか下水道総合計画であるとか市民交通計画、バリアフリー基本構想等は、この都市計画マスタープランに関連付けて、全体として都市基盤分野の計画を構成するというふうに考えています。</p>
<p>榎山幹事</p> <p>恩田幹事</p>	<p>データ、情報の開示というお話ですが、当然、議論していただくにあたりましては、地区別意見交換会でも、改定委員会でも関連する計画はお示ししています。また、地域別の検討会におきましては、地域のタウンウォッチングをする中での課題や問題なども含めて地図に落としながら議論をしていただいたという、地区別のデータ図みたいなものをつくって行っています。ですので、当然、できる限りの情報提供をしながらこの議論をしてきたと考えています。</p> <p>それから、ファシリティマネジメントの具体的な考え方をこの都市計画マスタープランで示すかということですが、大きな</p>

	<p>とらえどころとしてそういう考え方を持っていくという方向かとは思っています。具体的には、施設をどういうふうに維持管理していくかという部分での大きな関わりになってきますので、今現在、市では、施設や建物はそういったファシリティマネジメントの考え方に基づいて維持管理をしていくという方向で検討しているところです。また、公共施設、公共用地についても、庁内で検討して、今後の対応についての方向性を基本構想・長期計画がつくられる時点において示していくと考えられます。</p> <p>それから、防災性の向上は、確かに委員がおっしゃられるとおり大きな要素です。安全安心という意味で議論をされてきた経緯があります。その持続可能な都市を構築するという部分で、あえて都市防災性の向上という以前なかったところをここに加えているということですので、この都市構造は基本的な方針ですので、それを踏まえて各分野別なり地域別の構想の中にそういった考え方は網羅されているというようなことです。</p> <p>そうしますと、分野別の方針というお話ですので、これを実現していくにあたっては、また個別の実行計画や財政計画などが示されていくと理解してよろしいのでしょうか。</p> <p>実際には当然、事業を起こすにあたっては予算の張りつけが必要になってきますので、実際に実行するにあたっては、基本的には年度の予算という形になります。ただ、全体像を示すという面では、総合的にこれを全部体系として見ていただければ都市基盤分野の全体像はおわかりいただけるかと思います。</p> <p>最後に要望でお願いしたいんですけども、プライオリティをきちんと決めていただくことが大事だと思います。先ほどの農地の生産者の相続の発生については、今ちょうど過渡期に来ていまして、大土地所有者のほうも相続が発生する中で土地の分割もしくは転売というような形になっていて、民間のスピードはものすごく速いです。現に吉祥寺はもうどんどん変わっています。特に東部地域のほうが、今、極めて深刻な状況になっています。そういったスピード感にきちっとついていけるような選択と集中をきちっとやっていただきたいと思います。その辺はお示しいただくときにやはり優先順位をちゃんと決めて提示していただきたいと思いますので、ご検討ください。</p>
G 委員	
檜山幹事	
G 委員	

会長	I 委員。
I 委員	<p>私もワークショップとか見学して、とてもよかったと思っています。それで気が付いたことをお尋ねします。</p> <p>いろんな場面で地域のぬくもりが生まれるようなコミュニティとか、コミュニティが育つ場所とか、そういったコミュニティということが結構何度も出てきています。その中で39ページに(3)の③地域を支える様々なコミュニティを形成していくとあります。その中で本市のコミュニティ構想を大切にというふうに書かれているんですが、これはたしか第五期の基本構想の中で武蔵野市のコミュニティ構想が古いので見直そうということが出されていたかと思いますが、この記述でいいのかなと思いましたので、その辺をお尋ねします。</p> <p>あと、生物多様性ということも今回初めていろんな場面で書かれているんですけども、緑の質というところで、今、本当に外来性の植物で繁殖力の強いものが、温暖化が急速で熱帯性のものが覆ってしまっていて、本来のススキですとかそういった植物をなくしてしまうような動きがあると思うんです。そういう生物多様性といったときに緑の質ということが、今回いただいた中で書かれていないように思いましたので、その辺の、単に緑ならいいということではなく、そういう部分も必要ではないかと思いますが、その辺に対してのご見解を伺います。</p> <p>最後に、私は、住居の建替えとか持続可能な社会ということで、環境への負荷のところではアスベストの問題をすごく心配してしまっていて、今、建て替えられるものがアスベストを含む建築物とか結構あると思います。その辺は17ページの環境への負荷の低減のところではいろんなものが出ていますが、この辺のところではアスベストへの適切な対応みたいなものがあるといいと思います。</p>
恩田幹事	<p>コミュニティについてですが、そのベースはコミュニティ構想です。コミュニティ構想の中身というのは手を加えていくべきだとは思いますが、ベースはコミュニティ構想にありますので、まちづくりにおいてもやはり大事にしていきたいと考えています。</p> <p>アスベストに関しましては、環境負荷という大きな意味からとらえることはできるというふうに思いますので、その辺については、また今後考えていきたいと思っています。</p>

荻野緑化環境 センター所長	<p>緑の質についてですが、緑の基本計画の中では6つの緑の質ということで、少し趣旨が違っているかもしれませんが、地球にやさしい緑ですとか安全をつくる緑ですとか武蔵野らしい緑、その他の緑ということをやっています。</p>
I 委員	<p>先ほど言われていた外来種というような意味の緑となりますと、やはりすべてを取り除くというのは少し難しいと思いますので、人間活動の中で故意的にそういうものが増えていくということを極力避けていきたいというふうには考えてはいます。</p> <p>当然、暑さに強い植物も緑化とかそういうところでは必要なんですけれども、ただ、そういうことの知識というか、ここは風景を残していく地域、例えばここは緑化や地球温暖化防止のために暑さに強い植物を植えていく地域ということで、やっぱり積極的に選んでいかななくてはいけないということなんです。外来種はみんな除いてしまえとかそういう考えではなくて、適材適所といいますか、そのような選択が要するという意味で申し上げました。</p>
恩田幹事	<p>そういった意味では、市内全域というよりは、駅周辺にやはり地べたがないものですから、壁面緑化であったり屋上緑化であったり、そうした緑を増やしていかなければいけないかと思えます。今まで壁面、屋上というのを避けていたわけではないのですが、基本的に地べたでの緑を増やしてきたという経緯がありますので、今後は駅周辺についてはそういった緑を増やしていきたいというふうに思っています。</p>
会長	<p>私から1つ申し上げたいと思いますが、15ページの3. 将来都市構造の1)の(1)歩行者を重視した交通ネットワークの充実のところですか。これは新しく付け加わった項目で、そのこと自体は大変評価したいと思いますが、32ページの3) 具体的な方針の(1)歩きやすく、自転車を使いやすいまちにするというところに書かれた中身と15ページの中身が整合していないように見えます。</p> <p>32ページには、歩行者については歩行者空間の整備をしますが、自転車については空間の整備というよりはルール徹底ですと、短く言うとそう書いてあるんです。一方、15ページの文章はよくわからなくて、歩行者の安全安心を確保することが重要だけれども、その前提として自動車や自動車の安全性を確保することが必要、そのために自転車及び自動車が通行できる道</p>

	<p>路を整備しと書いてあります。自転車道を整備することになりますね。全体として歩行者、自転車、自動車の共存を推進すると書いてあります。</p> <p>言葉は重要だけれども、どうも実態がはっきり見えてこないような感じがするので、私自身は、32ページよりは自転車はもっと書いてもいいかなという感じを持っています。しかし、武蔵野市で道路空間を今後つくっていくというのは実際はなかなか難しいだろうということはよくわかっていますので、32ページが基本であるならば32ページを反映した15ページにしてもらいたいということです。これは答弁は要りません。</p>
E 委員	<p>E 委員。</p> <p>全体的に、駅前にふさわしいとか商業地としてふさわしいとか、解釈の仕方によってはいくらかでも解釈できるような文言が並んでいるんですけども、目指すべき部分が見る人によって違う気がするんです。例えば、パチンコを娯楽ととらえる人には駅前のパチンコ出店は望ましいと思うでしょうが、駅前を木々が張っていて安らげる場にしたいと思う人はパチンコ出店はふさわしくないと思うでしょうし、もちろんマスタープランであって個別の計画書きではないというのはわかるんですけども、解釈いかんによっていかようにも解釈できるような文言が多い気がするんですが、そのあたりはどういうふうに考えられているのでしょうか。</p>
檜山幹事	<p>ご指摘はごもっともなんですが、文章表現の問題もあると思っておりまして、逆に言うと、解釈の幅があるということは、その幅の中でいろいろ機動的に物事が進められるという要素も1つあります。</p> <p>もう1つは、この段階で文言をびしっと決めていくことに関しては市民合意が取れないだろうということです。今、パチンコ店の問題を例として挙げられましたけれども、商業地でありながら遊技場の出店を許さないということについて、このマスタープランに書き込むことは市民合意がまだ取れていないと思っていますので、そういう面では、その範囲を非常に狭めた記述にはなかなかしにくいと思います。</p>
E 委員	<p>そういう意図があるのはわかりました。ただ、先ほど恩田幹事のご説明した境公園は、そこを実態に合わせて都市計画を変更する、廃止して住宅地として残したいということなのかなと</p>

<p>檜山幹事</p>	<p>思いつつ聞いていて、ある記述は非常に明確で意思を感じるんですけども、そういう意思を感じるどころと、そうじゃない、一部駅前のような、まだ合意がとれないようなところはあまいな文言というふうに感じたんですが、その差はどこから来るのでしょうか。</p>
<p>E 委員</p>	<p>境公園についてはおっしゃるとおり、実態上、もうほかに中央公園の存在等がありますので、これはもう変更には踏み込むべきだろうという判断をこの時点でしているということです。</p> <p>もう1つ例を挙げますと、21ページの大規模な企業地や公共公益施設の土地利用の維持と、要するに特定土地利用維持ゾーンという新しい考え方をここで提示しているわけですが、これについても2つの考え方があります。1つは、もしその特定の利用目的が変わった場合は周辺の用途地域に戻すということを書いてしまうとすると、本当はそういう意図があるんですが、逆に言うと現在の所有者に対して利用用途の変更を制限するというものですので、そこまで法的に書けるかという問題が1つあるのと、逆に、ずっとそこにいていただきたいのを追い出すことになりかねないという要素がもう1つありますので、ある意味、非常にもって回った表現になっているかと思います。そういういろんな意図を含めた表現があちこちにあるかと思うので、その辺はご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>会長 G 委員</p>	<p>最後に1つ。そもそも私が普段からよく思うのは、都市計画法自体が良好な空間とか良好なまちづくりという解釈が非常に幅のある言葉で、あとは実際の事案ですとかその地元にはゆだねられている部分が多いというところで、問題も起きたり、解釈の多様性を巡って対立が起きているという思いを非常にしていたので、武蔵野市では「良好な」はどのようなものを指すのかというのは、もう少し具体的に明記されてもいいのかなという思いを個人的には持っています。法との兼ね合いで難しいのかなとも思いますが、これは意見してと申し上げます。</p>
<p>G 委員</p>	<p>G 委員。</p> <p>表記の問題なんですけど、7ページなんですけれども、人口について市の状況の変化というところで、人口の5歳刻みのものが下のほうに出ていますけれども、これはピラミッドの形にしたらいかがでしょうか。市民の皆さまにこれをご理解いただくのであれば、市の人口がどんな形になっているのかというイメ</p>

<p>檜山幹事 会長</p>	<p>ージをとらえやすい表記にさせていただくほうがよろしいと思います。これは男女でピラミッドの形にするのが、研究者の間では通常です。</p> <p>特に武蔵野市の場合は、女性が高齢化していくということが顕著に見えてきまして、それは2番につながります。一人暮らしの高齢者が増えるということを示すわけです。連れ合いを先に亡くされるわけですから。そういう意味ではこの世帯数の増加というところも、要は一人暮らしになってしまわれる方がいるとか、それから結婚されない方が増えますね。多様な生き方、今までの価値観にとらわれない生き方が増えていくというようにそういった表記にされたほうがいいと思います。世帯数が増加するのは一体何なんだという話で、少しイメージが一般の方には難しいかなと思いました。</p> <p>おっしゃることはごもっともですので、表記を工夫してみたいと思います。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ほかにご意見ないようですので、以上で質疑を終了したいと思います</p> <p>本日出された意見につきましては、変更案までの過程でどこかで反映するようにしていただきたいと思います。</p> <p>それでは、日程3、事務局から報告を願います。</p> <p>事務局より報告</p> <p style="text-align: center;">【 閉 会 】</p>
--------------------	--